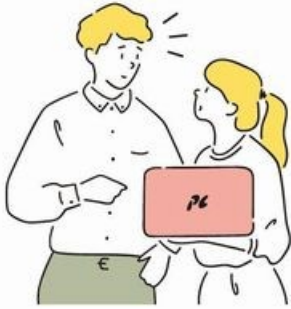


事業の対象となる季節労働者の方



- ① 芦別市、赤平市、滝川市、新十津川町、雨竜町に住民登録があり、
通年雇用化を望まれている方。
 - ② 現在就労されている方で、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として
雇用されている方。
 - ③ 現在離職されている方で、前年度(令和2年度内)において、雇用保険の
被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
- ※③は、令和2年4月1日以前に離職した方を除く。

この書類を確認 ↓ ※証明書類が必要です。

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

この数字が
3の方

B 雇用保険特例受給資格者証

C 雇用保険被保険者 離職票 - 1

C 雇用保険被保険者 離職票 - 2

②に該当する方⇒ **A**

③に該当する方⇒ **B** や **C** など

現在の状況によって、管轄するハローワーク(雇用保険適用課)への確認が必要となる場合があります。不明な点がある場合、**A**については事業所、その他については協議会に問い合わせてください。



お問い合わせ

滝川地域通年雇用促進協議会

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市役所 産業振興課内(4階)

T E L (0125) 28-8030

E - m a i l koyou@takikawa-tsunen.jp

U R L https://takikawa-tsunen.jp

8:30~17:15 (土・日曜日、祝日および12月29日~1月3日は除く)



滝川通年